

壱岐市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月21日

1 取組方針の策定及び公表について

この「取組方針」は、平成19年7月6日付け総行給第61号・総財公第97号で総務省自治行政局公務員部長及び総務省大臣官房審議官（公営企業担当）から通知のありました「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」に基づき策定し公表するものであります。

2 壱岐市技能労務職員の現状

平成16年3月1日の合併を機に、旧町等で異なっていた技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）に統一し、壱岐市技能労務職給料表としました。平成18年4月には、国の給与構造見直しに準じて給料水準を1.2%引き下げると共に、枠外昇給の廃止、55歳超昇給抑制措置の導入並びに退職時特別昇給制度の廃止を行いました。また、平成18年7月からは市職員全体規模で特殊勤務手当等の大幅な廃止及び改定に取り組みました。

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与の状況

区分	壱岐市 (H19.4.1現在)			民間企業			
				長崎県平均		全国平均	
職種	人数	平均年齢	平均給与月額(円)	平均年齢	所定内給与額(円)	平均年齢	所定内給与額(円)
全職種	11	46.1	305,809	—	—	—	—
内訳	調理員	7	47.3	41.9	211,700	41.6	239,100
	その他	4	43.4	—	—	—	—

※ 「平均給与月額」は、壱岐市人事行政の運営等の公表に用いた「国ベース」の数値を使用している。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※ 「所定内給与額」とは、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を差し引いた額をいう。

※ 職種「その他」は、看護補助者及び事務系職員である。

(2) 職種ごとの年齢別の人数・平均給与（H19.4.1 現在）

	調理員		看護補助者		事務系職員	
	平均給与（円）	人	平均給与（円）	人	平均給与（円）	人
～29 歳		0		0		0
30～34 歳	249, 900	2		0		0
35～39 歳		0	273, 200	1		0
40～44 歳		0	262, 000	1		0
45～49 歳	334, 200	1		0	286, 000	2
50～54 歳	351, 500	2		0		0
55～59 歳	359, 850	2		0		0
60～63 歳		0		0		0

※看護補助者 40～44 歳の平均給与が 35～39 歳の平均給与より低い状況となっている理由は、扶養手当の差によるものである。

(3) その他技能労務職員の給与に関する事項

① 給料表

技能労務職給料表（国公の行政職給料表（二）に同じ）の 5 級制を採用しています。

技能労務職員の初任給基準

学歴免許等	初 任 給	
高校卒	1 級 21 号給	140, 300 円
中学卒	1 級 9 号給	127, 700 円

② 手当

扶養手当・住居手当・通勤手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・休日勤務手当・夜間勤務手当・宿日直手当・期末勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。なお、技能労務職員に対して勤務実績に応じて支給対象となる特殊勤務手当は「感染症防疫作業等従事手当」及び「感染症及び結核作業手当」です。

3 基本的な考え方

国、地方とも厳しい財政運営が続き、今後もさらに厳しい状況になると予想される中で、職員給与の見直し及び職員の減員は避けては通れない行革の実施項目であります。

職員数については、技能労務職員に対しても壱岐市行財政改革第2次定員適正化計画に基づき削減の対象とし、直営で実施するより民間を活用することが効率的な業務については在職者の調整を行いながらアウトソーシング等を進めます。

給与面については、国公に準拠し現行の給料表を踏襲しますが、国や県及び県内各市の動向並びに地域の民間事業者の給与水準を注視しながらその都度見直しを行います。

4 具体的な取組み内容

技能労務職については、新市発足後において新規の採用は行っておらず、今後においても退職者不補充職種として新規の採用は行いません。

現在、技能労務職として任用している看護補助者及び事務系職員については、行政職に分類している介護職員及び事務職員と同様の業務を行っていることから、今後、行政職への任用替えを行い、本来の業務に見合った格付け及び人事交流を行います。